

## 2 用語の解説

### ■ 「事業実施主体」

営農再開等の事業に取り組む農業者、農業法人などのこと。

### ■ 「事業費」

事業で機械、施設等を導入するために必要な経費のこと。（必要経費全額）

### ■ 「補助対象経費」

事業費のうち補助対象となる経費のこと。補助対象となる機械、施設等は国実施要綱に定められています。

### ■ 「補助金」

国、県等が事業を実施する者に対して交付する給付金で、補助金はあらかじめ定められた用途以外には使用してはいけません。補助の割合（補助率）、上限額があります。

### ■ 「事業実施計画書」

事業の計画を記した書類のことで、事業実施主体が作成します。必要事項を記載した書面及び内容を補足する資料等を含みます。

### ■ 「申請」

事業実施計画の承認や、補助金の支給を国、県等に求めること。

このうち、必要な補助金を申請することを「補助金交付申請」といいます。

### ■ 「承認・交付決定の通知」

「承認の通知」とは、事業実施計画や事業に取り組む者を審査し、その内容が適当である場合、承認する旨を申請者に通知すること。

「交付決定の通知」とは、補助金交付申請の内容を審査し、その内容が適当であると認める場合、決定する旨を申請者に通知すること（指令書）。なお、交付決定となっても補助金の支払いは原則、後述の検査等を終えた後となります。

## ■「補助金の割当内示」

事業実施主体から提出された事業実施計画書をもとに、予算の範囲内で事業実施主体に交付予定額をお知らせすること。

## ■「事業の実施」

事業実施主体が、承認された計画の内容で事業を実施すること。

- ・「着手」事業実施主体が機械や施設等の導入に係る契約を締結すること。
- ・「完了」事業実施主体が機械や施設等の受け渡しを受け、検査又は検収を終えること。

※請負工事の場合、請負業者が工事に着手することを「着工」、工事を完了することを「しゅん功」といいます。

## ■「実績報告書」

計画に沿って機械の導入や施設の設置等が実施されたという実績を報告する書類のこと。補助金支払いの根拠となるもので、事業実施主体が作成します。写真や必要事項を記載した書面、補助金の対象となる経費の確定額がわかる納品書、契約書等の証拠書類を含みます。

## ■「検査」

事業が適正に行われたことを確認するための検査（現地及び書類）であり、この検査の後に、補助金額が最終的に決まります。

## ■「確定」

事業が適正に行われたことを踏まえ、最終的な補助金額を決定すること。

## ■「請求」

事業実施主体が補助金額を請求すること。

（概算払の手続きが必要な場合は、事前に県へ相談のうえ、手続きが必要となります。）

## ■「支払」

事業実施主体の指定口座に、請求された補助金額を入金すること。

## ■ 「実施設計書・出来高設計書」

設計書とは工事の実施、工費の内訳明細、図面等の設計図書を指します。実施設計書は、工事の実施にあたり作成する設計書、出来高設計書は工事を実施した後に出来上がった実績に基づいて作成された設計書のこと。

## ■ 「福島県特定高性能農業機械導入計画・下限面積」

- ・ 効率的で安定的な農業経営を実現するためには、経営規模に応じた機械の導入が重要です。県では、機種ごとの利用規模の下限面積等を定め、耕作面積と比較して過剰な性能を持つ農業機械が導入されるのを防ぐ計画を定めています。
- ・ 下限面積は農業機械の適正利用のため、これ以上の利用面積を確保する指標です。（例として、40馬力のトラクターは田での利用で12ha以上、刃幅1.2m以上1.6m未満のコンバインは12ha以上などと定められています。  
「参考資料：福島県特定高性能農業機械導入計画」）
- ・ 当該事業では、「福島県特定高性能農業機械導入計画」に記載のある機械であるときは、その利用規模の下限面積をおおむね満たすこととしておりますが、地域の実情に照らして、県が特に必要と認める場合には、別に利用規模の下限面積を定めることができるものとしています。